

## 2.1.2 策定主体と検討体制

多くの事例では、検討を委員会・協議会等で行ったうえで、行政機関が策定主体となっている。

但し、水循環計画は一般的に法定計画ではないため、行政機関の他に、検討会・協議会等の設置機関が策定主体となることも可能である。

流域の関連自治体が多い場合には、関連自治体等で組織する策定会議や協議会等が、検討を行うとともに策定主体を兼ねる場合がある。

### <解説>

#### (1) 水循環計画の策定主体

策定主体は、水循環計画を策定する目的、および対象とする流域が複数の自治体に位置するかにより大きく異なります。

流域が広く、関連自治体が多い場合は、特定の自治体名で策定するのではなく、水循環計画策定会議や協議会等を設置し、この組織が検討を行うとともに策定主体となる場合が多く見られます。

また、流域が狭く、単独の自治体あるいは少数の自治体のみが関連する場合は、特定の自治体が策定主体となるのが一般的ですが、この場合、事務局となる部局は策定の主な目的により決まる場合が多く、「水質の保全・向上」「水辺環境の向上」を目的とする場合には環境部局、「流域の貯留浸透・涵養能力の保全・回復・増進」の場合は河川部局、「水の効率的利活用」の場合は下水道及び水資源部局、また「地域づくり、住民参加、連携の推進」を目的とする場合には農林、都市および水資源部局が担当する傾向があります。

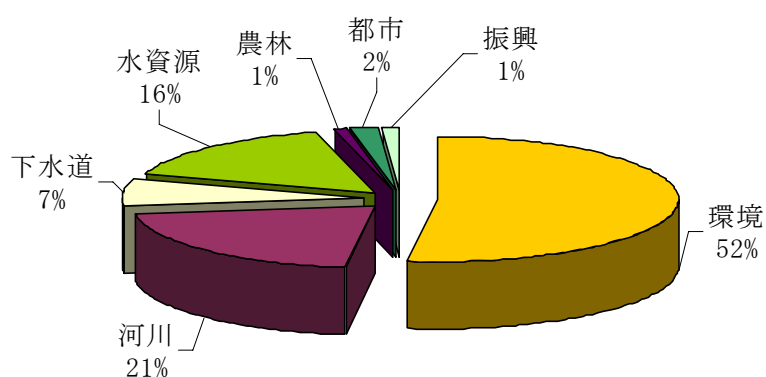


図 2-2 事務局担当部局に関するアンケート結果(平成 17 年度環境省調査結果より)

## (2) 既存事例の紹介

策定主体と検討体制に関する事例を示します。

### 1) 関連する自治体が多く検討会・協議会等が検討及び策定の主体となる場合

「印旛沼流域水循環健全化緊急行動計画書」の場合、流域面積が約 540km<sup>2</sup>と広く、16もの市区町村が関連するため、印旛沼流域水循環健全化会議および下部組織として治水部会、水環境部会を設置し、この組織が検討を行い、また策定主体となっています。(事例の概要は 1.2 No.8 参照)

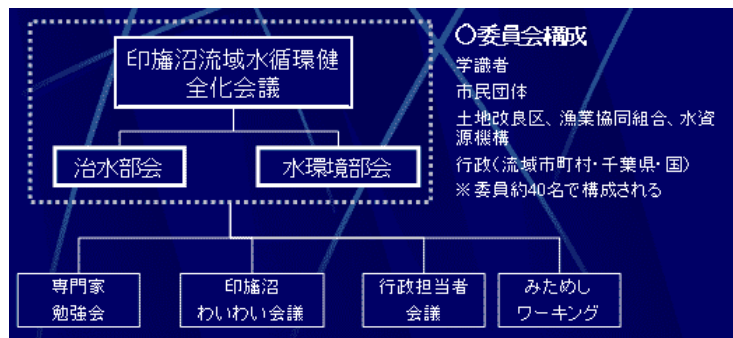


図 2-3 会議等の構成(千葉県ホームページ「いんばぬま広場」より引用)

### 2) 市民活動が発展して住民が素案を検討及び策定した事例

「広瀬川創生プラン～悠久の流れ～」では、15の市民活動団体の代表者と、協力団体8団体の代表者からなる広瀬川創生プラン素案づくり実行委員会が素案を検討し、これをもとに、河川管理者、広瀬川に関わる市民、NPO、学識者、事業者で構成する広瀬川創生プラン策定推進協議会が本プランを検討及び策定しています。(事例の概要は 1.2 No.3 参照)

### 3) 行政および学識者で検討及び策定した事例

マスタープランの段階である「なごや水の環(わ)復活プラン」では、学識経験者と行政委員から構成される「なごや水の環(わ)復活推進会議」で検討および策定を行っています。(事例の概要は 1.2 No.15 参照)

このように検討体制、策定主体に住民側が加わらない事例は、他にも「あいち水循環再生基本構想」「東川流域水循環系再生行動計画」「和泉川流域水循環再生行動計画」「福岡市水循環型都市づくり基本構想」等、数多くあります(事例の概要は 1.2 No.14、1.2 No.5、1.2 No.12、1.2 No.20 参照)。

これらの多くはマスタープランの段階であり、パブリックコメント・アンケート等は実施するものの、基本的に行政側のみで従来の施策の枠組みを整理してプランを策定し、その後、行動計画を策定する段階から住民が加わり、住民協働の取り組みや役割分担の議論を行うこととしています。